
店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る外務員資格制度等の見直しに伴う本協会規則の一部改正について

日証協 平成 23 年 12 月 20 日

本協会では、本年 12 月 20 日の自主規制会議において、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る外務員資格制度等の見直しに伴う本協会規則の一部改正を行った。

協会員における店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託の販売勧誘の適正化を図るため、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託の取扱いを一種外務員及び特別会員一種外務員とする見直しを行うとともに、併せて、特別会員における投資信託等の販売勧誘の適正化を図る観点から、特別会員の外務員の投資信託等に係る特例措置を廃止することとし、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部について、改正を行った。

本規則改正のうち、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託の取扱いを一種外務員及び特別会員一種外務員とする改正については、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、協会員が申請を行い本協会が認めた場合には、平成 24 年 6 月 30 日までの間は、適用しない。

また、特別会員において所定の社内研修の修了者に認められている投資信託及び有価証券関連デリバティブ取引等の取扱いに係る特例措置（平成 10 年 9 月 16 日理事会決定「金融機関の投信窓販等の開始に伴う自主規制の整備についての要綱」）を廃止する改正については、平成 24 年 9 月 30 日から施行する。ただし、廃止日において、現に外務員の登録を受けている者については、当該外務員の登録が抹消されるまでの間、特別会員一種外務員又は特別会員二種外務員の職務を行うことができる。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る
外務員資格制度等の見直しに伴う本協会規則の一部改正について

平成 23 年 12 月 20 日
日 本 証 券 業 協 会

1．趣旨

協会員における店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託（以下「複雑な仕組債・投資信託等」という。）の販売勧誘の適正化を図るため、複雑な仕組債・投資信託等の取扱いを一種外務員及び特別会員一種外務員とする見直しを行う。併せて、特別会員における投資信託等の販売勧誘の適正化を図る観点から、特別会員の外務員の投資信託等に係る特例措置を廃止することとし、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部を改正する。

2．骨子

(1) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る外務員資格制度の見直しについて

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託の取扱いは、一種外務員及び特別会員一種外務員とする。（第2条第4号、第6号及び第7号）

(2) 特別会員の外務員の投資信託等に係る特例措置の廃止について

特別会員において所定の社内研修の修了者に認められている投資信託及び有価証券関連デリバティブ取引等の取扱いに係る特例措置（平成10年9月16日理事会決定「金融機関の投信窓販等の開始に伴う自主規制の整備についての要綱」）を廃止する。（付則第3項から第5項）

3．施行の時期

(1) 上記2の(1)に係る改正は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、協会員が申請を行い本協会が認めた場合には、平成24年6月30日までの間は、適用しない。

(2) 上記2の(2)に係る改正は、平成24年9月30日から施行する。

ただし、廃止日において、現に外務員の登録を受けている者については、当該外務員の登録が抹消されるまでの間、特別会員一種外務員又は特別会員二種外務員の職務を行うことができる。

以 上

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 12 月 20 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 (現 行 ど お り)</p> <p>2 (現 行 ど お り)</p> <p>3 信用取引外務員 外務員のうち、二種外務員の外務員の職務及び信用取引等(信用取引及び発行日取引をいう。以下同じ。)に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第 4 条の 2 第 2 項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</p> <p>4 二種外務員 外務員のうち、定款第 3 条第 1 号に掲げる有価証券(次に掲げるものを除く。)に係る外務員の職務(定款第 3 条第 4 号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係るものを除き、信用取引等については細則で定めるものに限る。)及び金商法第 33 条第 2 項第 6 号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第 4 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 2 項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</p> <p>イ 新株予約権証券(金商法第 2 条第 1 項第 9 号に規定するものをいい、金商法第 2 条第 1 項第 17 号に係るものを含む。)</p>	<p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 二種外務員 外務員のうち、定款第 3 条第 1 号に掲げる有価証券(次に掲げるものを除く。)に係る外務員の職務(定款第 3 条第 4 号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係るものを除き、信用取引等については細則で定めるものに限る。)並びに金商法第 33 条第 2 項第 6 号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第 4 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 2 項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</p> <p>イ 新株予約権証券(金商法第 2 条第 1 項第 9 号に規定するものをいい、金商法第 2 条第 1 項第 17 号に係るものを含む。)</p>

新	旧
<p>ロ カバードワラント(金商法第2条第1項第19号に規定するものをいう。)</p>	<p>ロ カバードワラント(金商法第2条第1項第19号に規定するものをいう。)</p>
<p>ハ イ及びロに掲げるものに係る金商法第2条第1項第20号に掲げる証券又は証書</p>	<p>ハ イ及びロに掲げるものに係る金商法第2条第1項第20号に掲げる証券又は証書</p>
<p><u>ニ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債(「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(以下「投資勧誘規則」という。))第2条第7号に規定するものをいう。以下同じ。)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>ホ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託(投資勧誘規則第2条第8号に規定するものをいう。以下同じ。)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>ヘ レバレッジ投資信託(投資勧誘規則第2条第9号に規定するものをいう。以下同じ。)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>5 (現行どおり)</p>	<p>5 (省 略)</p>
<p>6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金商法第33条第2項第1号、第2号、第3号ロ及び第4号イに掲げる業務(次に掲げる有価証券及び取引に係る業務を除く。)<u>並びに金商法第33条第2項第6号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第4条の2第1項第3号又は第2項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</u></p>	<p>6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金商法第33条第2項第1号、第2号、第3号ロ及び第4号イに掲げる業務(有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係る業務を除く。)<u>並びに金商法第33条第2項第6号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第4条の2第1項第3号又は第2項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。</u></p>
<p><u>イ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>ロ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>ハ <u>レバレッジ投資信託</u></p> <p>ニ <u>有価証券関連デリバティブ取引等</u></p> <p>ホ <u>選択権付債券売買取引</u></p> <p>7 特別会員四種外務員 外務員のうち、金商 法第33条の8第2項に規定する特定金融商 品取引業務(次に掲げる有価証券に係る業務 を除き、<u>特定店頭デリバティブ取引等につい ては第4条の2に該当する者に限る。</u>)に係 る外務員の職務を行うことができる者をいう。</p> <p>イ <u>店頭デリバティブ取引に類する複雑な 投資信託</u></p> <p>ロ <u>レバレッジ投資信託</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>7 特別会員四種外務員 外務員のうち、金商 法第33条の8第2項に規定する特定金融商 品取引業務(第4条の2に該当しない者にあ っては、<u>特定店頭デリバティブ取引等に係る ものを除く。</u>)に係る外務員の職務を行うこ とができる者をいう。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
付 則	
<p>1 この改正は、平成24年4月1日(以下「施 行日」という。)から施行する。</p> <p>2 改正後の第2条の規定は、施行日前まで に協会員が本協会が別に定めるところによ り申請を行い、本協会が認めた場合には、 平成24年6月30日までの間は、適用しない。</p> <p>3 平成10年9月16日付理事会決定「金融機 関の投信窓販等の開始に伴う自主規制の整 備についての要綱」(以下「要綱」という。) は、平成24年9月30日(以下「廃止日」と いう。)をもって廃止する。</p> <p>4 廃止日後において、次の各号に掲げる者 については、第2条第5号又は第6号の規 定にかかわらず、当該各号に定めるところ による。</p>	

新	旧
<p>1 平成11年2月前に実施した特別会員一種外務員資格試験の合格者（従業員規則の付則（平成6年2月16日改正に係るもの。）第5項及び第6項の規定に基づき特別会員一種外務員資格試験の合格者とみなす者を含む。）は、第2条第5号に定める外務員の職務のうち、次号に掲げる業務、国債等の有価証券関連デリバティブ取引等、選択権付債券売買取引及び有価証券の私募の取扱いに係る外務員の職務のみ行うことができる。</p> <p>2 平成11年2月前に実施した特別会員二種外務員資格試験の合格者（従業員規則の付則（平成6年2月16日改正に係るもの。）第5項の規定に基づき特別会員二種外務員資格試験の合格者とみなす者を含む。）は、第2条第6号に定める外務員の職務のうち、金融商品取引法第33条第2項第2号に掲げる業務以外の業務に係る外務員の職務のみ行うことができる。</p> <p>5 廃止日において、現に外務員の登録を受けている前項各号に掲げる者であって、要綱1.(3)に規定する事前研修を受講した者は、当該外務員の登録が抹消されるまでの間、それぞれ第2条第5号又は第6号に定める特別会員一種外務員又は特別会員二種外務員の職務を行うことができる。</p>	

「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る外務員資格制度等の見直しに伴う本協会規制の一部改正について（案）」に対するパブリック・コメントの結果について

平成 23 年 12 月 20 日
日本証券業協会

本協会では、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る外務員資格制度等の見直しに伴い、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正（案）について、平成 23 年 10 月 31 日から平成 23 年 11 月 18 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。この間に寄せられた意見（3 社、3 件）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正（案）について			
項番	該当条文	意見	考え方
1．店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る外務員資格制度の見直しについて			
1	第 2 条	<p>規則改正後は、過去に二種外務員が販売した複雑な投資信託について、損益状況・運用状況の説明及び解約の受付も一種外務員でなければならないということであれば、既に二種外務員が販売した複雑な投資信託については、二種外務員が損益状況・運用状況の説明及び解約の受付を取扱えるよう配慮を求めたい。</p>	<p>今回の規則改正では、協会における店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託（以下「複雑な仕組債・投資信託等」という。）の取扱いの適正化、顧客への商品内容・リスク説明及び適合性原則の徹底を図るため、その取扱いは一種外務員及び特別会員一種外務員としたものであります。</p> <p>したがって、改正規則の施行後は、複雑な仕組債・投資信託等について、二種外務員による勧誘を目的とした損益状況・運用状況の説明及び顧客からの売却・解約注文の受注は、資格外の外務行為となり、二種外務員は行うことができません。</p> <p>なお、二種外務員は、顧客から依頼があった場合には、複雑な仕組債・投資信託等に係る損益状況・運用状況といった客観的情報の提供は行うことができます。</p>

項番	該当条文	意見	考え方
2	付則 第2項	<p>当社では、二種外務員は、販売した複雑な投資信託等について、販売後定期的に、保有する顧客に対し損益状況の報告や解約の相談及びその手続きを行っているため、当該二種外務員に一種外務員資格を取得させる必要があります。</p> <p>については、協会員が申請を行い協会が認めた場合の延長措置を平成24年6月30日までの3か月間ではなく、1年間としていただきたい。</p>	<p>今回の規則改正は、上記1のとおり協会員における複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る販売勧誘の適正化等を図るため、早期に実施すべきであると考えております。一方、協会員における二種外務員の複雑な仕組債・投資信託等の取扱状況等を踏まえ、平成24年4月1日から実施することとし、対応が難しい協会員については、円滑な実施を図る観点から、協会への申請により3か月の延長措置を設けておりますことから、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>協会員におかれては、経過期間が終了するまでの間に、二種外務員の一種外務員又は特別会員一種外務員資格の取得や顧客の取引の引継ぎを行われますようお願いいたします。</p>
2．特別会員の外務員の投資信託等に係る特例措置の廃止について			
3	付則 第5項	<p>平成10年9月16日付理事会決定「金融機関の投信窓販等の開始に伴う自主規制の整備についての要綱」の廃止日において、現に外務員の登録を受けている者で事前研修を受講した者は、当該外務員の登録が抹消されるまでの間、特別会員一種外務員又は特別会員二種外務員の職務を行うことができるとの付則第5項の経過措置は、当該対象者が廃止日時点で外務員登録を行っていれば、登録が抹消されるまでの間は、そのまま投資信託等の取扱いが可能であるという理解でよいか。</p>	御理解のとおりです。

以上